（証券コード　6929）
平成28年3月9日

株 主 各 位

鳥取県鳥取市広岡176番地17
日本セラミック株式会社
代表取締役社長　谷 口 真 一

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月24日（木曜日）午後３時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月25日（金曜日）午前10時
２．場　　所　鳥取県鳥取市尚徳町101番地５
とりぎん文化会館（鳥取県民文化会館）
第２会議室
（会場は、末尾の会場ご案内図をご参照いただきますようお願い申し上げます。）
３．目的事項
報告事項
１．第41期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第41期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
２．本招集ご通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査報告書及び監査報告書は別添の「第41期　年次報告書」のとおりであります。
なお、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、本招集ご通知への添付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト
（アドレス　http://www.nicera.co.jp/）に掲載し、ご提供しております。
・連結計算書における連結注記表
・計算書類における個別注記表
３．添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
（アドレス　http://www.nicera.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行のために定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　後
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （削除） （２）監査等委員会 （３）会計監査人
第５条～第19条　（条文省略）	第５条～第19条　（現行どおり）

第４章 取締役及び取締役会	第４章 取締役及び取締役会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第20条　当会社の取締役は10名以内とする。	第20条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新設）	②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任方法）	（取締役の選任方法）
第21条　取締役は、株主総会において選任する。	第21条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）
③　（条文省略）	③　（現行どおり）
（取締役の任期）	（取締役の任期）
第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条　監査等委員である取締役を除く取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役）	（代表取締役及び役付取締役）
第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第23条　取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役を除く取締役の中から、代表取締役を選定する。
②　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	②　取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役を除く取締役の中から、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
第24条　（条文省略）	第24条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第25条　取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、開催日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。	第25条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、開催日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。
②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議の省略） 第27条　（条文省略）	（取締役会の決議の省略） 第28条　（現行どおり）
（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	（取締役会の議事録） 第29条　取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。
（取締役会規則） 第29条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	（取締役会規程） 第30条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第31条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（取締役の責任限定契約） 第32条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、賠償責任を法令が定める限度額までとする契約を締結することができる。
第５章　監査役及び監査役会 （監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は５名以内とする。	第５章　監査等委員会 （削除）
（監査役の選任方法） 第32条　監査役は、株主総会において選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過	（削除） （削除）

半数をもって行う。	
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削除）
②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第33条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第34条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数でこれを決する。	（監査等委員会の決議方法） 第35条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	（監査等委員会の議事録） 第36条　監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。
（監査役会規程） 第38条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第37条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役の報酬等） 第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第６章　会計監査人 （会計監査人の選任） 第40条　（条文省略） （会計監査人の任期） 第41条　（条文省略）	第６章　会計監査人 （会計監査人の選任） 第38条　（現行どおり） （会計監査人の任期） 第39条　（現行どおり）

② （条文省略） （会計監査人の報酬等） 第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 （会計監査人との責任限定契約） 第43条　（条文省略）	② （現行どおり） （会計監査人の報酬等） 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 （会計監査人との責任限定契約） 第41条　（現行どおり）
第７章　計算 （事業年度） 第44条　（条文省略） （剰余金の配当等の決定機関） 第45条　（条文省略） （期末配当の基準日） 第46条　（条文省略） ② （条文省略） （中間配当） 第47条　（条文省略） （配当金の除斥期間） 第48条　（条文省略）	第７章　計算 （事業年度） 第42条　（現行どおり） （剰余金の配当等の決定機関） 第43条　（現行どおり） （期末配当の基準日） 第44条　（現行どおり） ② （現行どおり） （中間配当） 第45条　（現行どおり） （配当金の除斥期間） 第46条　（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員（７名）が任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	谷口　真一（たにぐち　しんいち） （昭和48年２月26日生）	平成８年７月　当社入社 平成14年３月　当社取締役 平成14年４月　当社執行役員兼務（現任） 平成15年１月　上海日セラセンサ有限公司総経理 平成18年３月　当社専務取締役 平成21年３月　当社代表取締役（現任） 平成23年４月　当社統括総務部担当兼務（現任） 平成24年２月　当社経営企画室担当兼務（現任） 平成26年２月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 谷口興産有限会社　代表取締役社長 日セラ興産株式会社　代表取締役社長 昆山日セラ電子器材有限公司　董事長 上海日セラ磁性器材有限公司　董事長 日セラ三和電器（蘇州）有限公司　董事長	776,025株
2	広富　一隆（ひろとみ　かずたか） （昭和32年４月24日生）	昭和61年８月　当社入社 平成12年１月　当社モジュール製造本部役員代行、モジュール製造本部長兼務 平成13年３月　当社取締役 平成14年４月　当社執行役員兼務（現任） 平成22年３月　当社常務取締役（現任） 平成25年３月　当社赤外線センサ事業部、開発事業部担当（現任） 平成27年12月　当社電子部品品質保証部担当（現任）	5,413株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
3	中川 健二（なかがわ けんじ） （昭和30年５月27日生）	昭和55年９月 当社入社 平成３年３月 当社取締役 平成８年12月 当社常務取締役 平成11年１月 当社取締役 平成14年４月 当社執行役員兼務（現任） 平成18年１月 NICERA HONG KONG LTD. 総経理（現任） 平成22年３月 当社取締役（現任） 平成23年10月 NICERA AMERICA CORP. 代表取締役 平成23年11月 NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 代表取締役 平成25年３月 当社応用事業部、中国・香港担当（現任） （重要な兼職の状況） NICERA HONG KONG LTD. 総経理	31,368株
4	谷田 明彦（たにだ あきひこ） （昭和34年10月21日生）	平成３年11月 当社入社 平成14年12月 当社執行役員 平成20年３月 当社常務執行役員 平成24年３月 当社取締役（現任） 当社執行役員兼務（現任） 平成25年３月 当社車載事業本部担当 平成27年７月 NICERA PHILIPPINES INC. 代表取締役（現任） 平成27年12月 当社車載品質保証部担当（現任） （重要な兼職の状況） NICERA PHILIPPINES INC. 代表取締役	901株
5	近藤 純（こんどう じゅん） （昭和42年１月27日生）	平成元年３月 当社入社 平成24年３月 当社統括営業部 統括営業部長 平成24年７月 NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 代表取締役（現任） NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 担当（現任） 平成25年３月 当社取締役（現任） 当社執行役員兼務（現任） 平成26年６月 NICERA PHILIPPINES INC. 代表取締役 NICERA PHILIPPINES INC. 担当 平成27年７月 当社営業開発部担当 平成27年12月 当社特命営業部担当（現任） （重要な兼職の状況） NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 代表取締役	740株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
6	藤原（ふじわら） 英機（えいき） （昭和36年11月18日生）	平成４年６月　当社入社 平成12年４月　当社モジュール事業部技術グループ部長 平成19年４月　当社モジュール事業部担当執行役員（現任）	－株
7	川崎（かわさき） 晴子（はるこ） （昭和39年11月8日生）	昭和62年４月　株式会社山陰合同銀行入行 平成25年３月　当社取締役（現任） 平成26年１月　株式会社山陰合同銀行退行	449,925株

（注）１．谷口真一氏は、日セラ興産株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社と建物の賃借取引があります。
２．その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	市川　和人（いちかわ　かずひと） （昭和38年12月25日生）	昭和62年３月　当社入社 平成24年６月　当社センサ事業部資材部長 平成26年12月　当社超音波センサ事業部製造部長 平成27年12月　当社超音波センサ事業部改善推進部長（現任）	－株
2	田村　康明（たむら　やすあき） （昭和９年１月16日生）	昭和48年５月　田村康明法律事務所開設（現任） 昭和63年４月　鳥取県弁護士会会長、日本弁護士会理事 平成24年４月　日本弁護士連合会選挙管理委員（現任） 平成25年３月　当社監査役 平成26年３月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 田村康明法律事務所　弁護士 日本弁護士連合会選挙管理委員	－株
3	瀬古　智昭（せこ　ともあき） （昭和46年２月15日生）	平成４年10月　監査法人トーマツ入所 平成18年４月　鳥取ひまわり基金法律事務所（現　鳥取あおぞら法律事務所）入所（現任） 平成26年３月　当社監査役（現任）	－株
4	池原　浩一（いけはら　こういち） （昭和53年１月５日生）	平成13年10月　新日本監査法人（現：新日本有限責任監査法人）入所 平成17年５月　公認会計士登録 平成23年１月　池原公認会計士事務所開業（現任） 平成23年３月　税理士登録 平成27年３月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 池原公認会計士事務所　所長 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター　監事	－株

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．田村康明氏、瀬古智昭氏及び池原浩一氏は、社外取締役候補者であります。
３．田村康明氏、瀬古智昭氏及び池原浩一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4．田村康明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、長年弁護士をされており、法律の専門家としての幅広い知識・経験等を当社の経営全般に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

5．瀬古智昭氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士・弁護士として会計及び法律に精通されており、その専門的な知識・経験等を当社の取締役会における意思決定の適正性を確保することに活かしていただきたいことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
当社と同氏が所属する鳥取あおぞら法律事務所との間には、同事務所へ案件ごとに法律相談を行う等の取引がありますが、その取引額は当社の定める社外役員の独立性に関する判断基準を満たすものであることから、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

6．池原浩一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士として会計事務に精通され、会計財務面から会計業務を判断できる能力を有しており、その専門的な知識・経験等を当社の取締役会における意思決定の適正を確保することに活かしていただきたいことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

7．市川和人氏、田村康明氏、瀬古智昭氏及び池原浩一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社と各氏との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。ただし、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、改正会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額160百万円以内（平成３年３月28日開催の第16期定時株主総会決議における取締役の報酬限度額と同額）と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は７名（うち社外取締役１名）でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」の効力が生じますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、改正会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額40百万円以内（平成３年３月28日開催の第16期定時株主総会決議における監査役の報酬限度額と同額）と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は４名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場　鳥取県鳥取市尚徳町101番地５
とりぎん文化会館（鳥取県民文化会館）
第２会議室
電話　0857（21）8700



◇アクセス
・鳥取空港よりタクシー　約15分
・JR鳥取駅より徒歩　　約20分（若桜街道を県庁方向へ）
・JR鳥取駅よりタクシー　約 5分
・JR鳥取駅より路線バス　約 7分
（湖山・鳥大・賀露線など県庁日赤前下車）
（100円循環バス「くる梨」で「とりぎん文化会館」下車
赤コース（16分）、青コース（18分）、緑コース（11分））

※なお、駐車場は台数に限りがございますので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

第41期定時株主総会招集ご通知添付書類

第 41 期

年 次 報 告 書

自　平成27年 1 月 1 日
至　平成27年12月31日

日本セラミック株式会社

代表取締役社長　谷　口　真　一

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）の概況及び決算の概要をご報告申し上げます。

平成28年３月

代表取締役社長　谷　口　真　一

企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、利上げが可能なほど米国経済が好調である半面、中国経済の急激な変調と、それに関係する欧州・アジア地域や資源国が影響を受け低迷しております。また、米国の利上げによる新興国からの資金退避等の影響も考えられることから不透明な状況となりました。国内においては企業の好調な業績や労働市場の安定化、インバウンド消費の増加等好調な部分があるものの、それらの影響が全体に広がってはおらず、家計消費支出の減少や、消費者物価指数の伸びも鈍化していること等先行きは不透明であります。

この様な状況の中で当社グループでは、

イ．セキュリティ、家電向けセンサ製品の売

上が増加しました。

ロ．ＬＥＤ照明製品は消費税増税の影響からの回復が遅れたことにより売上が減少しました。

ハ．円安に伴い外貨建ての売上高が円貨換算額で増加しました。

ニ．中国連結子会社である昆山日セラ電子器材有限公司において都市開発に伴う工場の一部売却を行うと共に、採算性の悪化している上海日セラ磁性器材有限公司の生産活動を停止し、フェライト・コアの生産を昆山日セラ電子器材有限公司に集約しました。

この様な活動と受注状況の結果、売上高は20,173百万円（前年同期比2.2％減）となりました。利益面におきましては、営業利益は売上の減少に伴い1,813百万円（前年同期比3.9％減）となりました。経常利益は、受取利息や為替差益により2,571百万円（前年同期比0.2％減）となりました。当期純利益は固定資産売却益の計上等により1,724百万円（前年同期比5.6％増）となりました。

（２）資金の調達及び設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は590百万円となりました。また、当連結会計年度における所要資金は、自己資金で賄っております。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

（３）財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 38 期 (平成24年12月期)	第 39 期 (平成25年12月期)	第 40 期 (平成26年12月期)	第 41 期 (平成27年12月期) (当連結会計年度)
売上高　（百万円）	16,089	18,505	20,634	20,173
経常利益　（百万円）	2,331	2,422	2,577	2,571
当期純利益（百万円）	1,539	1,449	1,632	1,724
１株当たり当期純利益　（円）	62.98	61.39	70.22	74.77
総資産　（百万円）	44,840	55,411	58,479	56,771
純資産　（百万円）	40,791	43,084	46,167	44,473
１株当たり純資産額　（円）	1,595.99	1,760.30	1,880.89	1,860.69

（注）１．記載金額は、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を除き、単位未満を切捨てて表示しております。

２．１株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。また、１株当たり純資産額は、発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

（4）対処すべき課題

経済活動が地球規模で行われる事によって、天災人災を問わず一地域の出来事が世界全体に影響を与えるようになっていることや、低成長経済の中ではますます低価格化が好まれることもあり事業環境は極めて厳しい状況となっております。この様な状況の中で存続していくには、市場が要求する新製品への取り組み及び用途の拡大に一層傾注し、より付加価値の高い製品の市場投入、世界的シェアを維持拡大、継続的なコスト削減とリスク分散可能な生産体制の構築が必要であり、また成長のためには当社コア事業とシナジー効果のある他社との事業・資本提携および買収、或いは新規事業分野への進出を加速化することも必要であると考えております。

①　生産体制

当社グループは、生産活動は顧客の要求を実現すると共に、当社グループへ利益をもたらす地域で行うことを基本に考えており、従来から海外生産に積極的に取り組んで参りました。その結果、現在の当社グループの生産の中心は海外になっております。当社は30年前から中国生産を行ってきており、今後もこれらの力を最大限に活かして中国現地工場での生産体制の一層の効率化を進めていく一方、リスク分散の必要性から他地域での生産体制の強化も進め、地球的視野から生産地と消費地の調和を図っております。その一環として、フィリピン現地法人の生産能力を増設し生産品目を拡大しております。また、国内においては、これらの量産工場に移管する前

の開発製品の生産体制の確立等を目指す工場を構築し、この工場を各量産工場のマザー工場として、車載関連製品の生産及び品質管理、並びにグループ全体の生産体制を強化しております。

② 新製品の開発

当社グループでは、市場での競争力を高めていくためにフェライト、セラミックの新材質の開発、既存製品の改良新機種の開発、新製品の開発を常に続けており、そのために研究所及び事業部門の中に技術部署を設けております。技術部署は市場に直結する主要製品部門ごとに設置し、顧客ニーズを汲み取りながら新製品の開発、改良に取り組んでおります。また、センサ等の当社製品を組み込んだモジュール品の開発を鋭意進め、市場に提供して参ります。研究所におきましては、現在の主要製品とは別に今後当社の核となる製品の開発に取り組んでおりますが、専門性の高い人材を広く確保する上で国内研究拠点の戦略的な配置を検討していきます。

③ 営業体制

当社営業部門において、製品ごとに専門性を有した営業担当者を振り分けることで、営業・技術が一体となってお客様のグローバル化に伴うご要望に対応し、その満足度向上に資することで、収益の拡大を図って参ります。

④ 経営管理体制

当社グループでは、当社の投下可能な資本を如何にしてリターンの高い事業分野に投下し、継続的な成長を達成できるかが、当社企

業価値の長期的な向上を図る上で重要な課題であると認識しております。ついては前述経営指標の達成を目指すと共に、投下資本利益率、資本コスト及びキャッシュ・フローを強く意識した経営管理を行っており、いわゆる企業価値経営を重視しております。

株主の皆様には今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

（5）主要な事業内容

セラミックセンサ、フェライト、モジュール製品等の電子部品並びにその関連製品の研究開発及び製造販売を主たる事業として行っております。

（6）主要な営業所及び工場等

（平成27年12月31日現在）

① 当社

本社テクニカルセンタ	鳥取県鳥取市
先進技術開発研究所	鳥取県鳥取市
南栄工場	鳥取県鳥取市
東京営業所	東京都港区
大阪営業所	大阪市淀川区

② 主要な子会社

主要な営業拠点

NICERA HONG KONG LTD.（香　港）
NICERA AMERICA CORP.（アメリカ）

主要な生産拠点

昆山日セラ電子器材有限公司　（中　国）
NICERA PHILIPPINES INC.（フィリピン）

（７）使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
1,728（2,350）名	156名減（203名増）

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマー、派遣社員及びアルバイトは（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
303(11)名	10名減(８名増)	41.8歳	13.0年

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマー、派遣社員及びアルバイトは（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（８）重要な親会社及び子会社の状況

（平成27年12月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名　称	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
		%	
NICERA EUROPEAN WORKS LTD.	1,466千英ポンド	100	当社及び関係会社の製品の販売
昆山日セラ電子器材有限公司	499,822千人民元	100	電子部品並びに関連製品の製造販売
NICERA HONG KONG LTD.	150千香港ドル	100	当社及び関係会社の製品の販売
NICERA AMERICA CORP.	100千米ドル	100	当社及び関係会社の製品の販売
NICERA PHILIPPINES INC.	25,000千比ペソ	100	電子部品並びに関連製品の製造
上海日セラ磁性器材有限公司	134,026千人民元	90	電子部品並びに関連製品の製造販売
上海日セラセンサ有限公司	147,808千人民元	55	電子部品並びに関連製品の製造販売
昆山科尼電子器材有限公司	13,196千人民元	75	電子部品並びに関連製品の製造
日セラ三和電器(蘇州)有限公司	16,000千人民元	51	電子部品並びに関連製品の製造販売

(注) 1．連結子会社は上記９社を含む11社であります。
2．上海日セラ磁性器材有限公司は平成27年６月に生産活動を停止し実質的に休眠状態であります。
3．昆山科尼電子器材有限公司に対する当社の議決権比率につきましては、上海日セラセンサ有限公司による間接所有割合であります。

(９) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の株式に関する事項(平成27年12月31日現在)

（１）発行可能株式総数　　80,000,000株

（２）発行済株式の総数　　22,685,707株

（自己株式3,626,695株を除く）

（３）株主数　　6,007名

（前期末比701名増加）

（４）大株主（上位10名）

株　主　名	持株数	持株比率
谷口興産有限会社	3,783千株	16.67%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,333	5.87
日セラ興産株式会社	1,113	4.90
株式会社山陰合同銀行	1,084	4.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	952	4.19
谷口　真一	776	3.42
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00	682	3.01
TAIYO HANEI FUND, L. P.	605	2.66
穐山　正紀	536	2.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	530	2.33

（注）1. 当社の自己株式は、上表から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）所有者別株式分布

区分	株主数	所有株式数	比率
	名	千株	%
個人・その他	5,702	5,876	22.34
政府・地方公共団体	－	－	－
金融機関	35	4,997	18.99
その他国内法人	85	5,149	19.57
外国人	140	6,448	24.51
証券会社	44	212	0.81
自己名義株式	1	3,626	13.78
合　計	6,007	26,312	100.00

（6）所有数別株式分布

区分	株主数	所有株式数	比率
	名	千株	%
1単元未満	318	10	0.04
1単元以上	3,297	562	2.14
5単元以上	785	450	1.71
10単元以上	1,395	2,176	8.27
50単元以上	78	471	1.79
100単元以上	87	1,640	6.23
500単元以上	9	653	2.49
1,000単元以上	27	5,323	20.23
5,000単元以上	10	11,397	43.32
自己名義株式	1	3,626	13.78
合　計	6,007	26,312	100.00

新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容

名称	平成24年３月29日取締役会決議
新株予約権の発行日	平成24年４月16日
新株予約権の数	445個
保有人数 当社取締役(社外役員を除く)	５名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　44,500株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額	１株につき　1,496円
新株予約権の行使期間	平成26年３月30日～ 平成29年３月29日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の行使時において、当社の取締役であることを要する。但し、取締役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

氏　名	地　位	担　当	重要な兼職の状況
＊　谷口　真一	代表取締役 社　長		谷口興産有限会社 代表取締役社長 日セラ興産株式会社 代表取締役社長 昆山日セラ電子器材有限公司 董事長 上海日セラ磁性器材有限公司 董事長 日セラ三和電器(蘇州)有限公司 董事長
＊　広富　一隆	常務取締役	赤外線センサ事業部、開発事業部、電子部品品質保証部担当	
＊　中川　健二	取　締　役	応用事業部、中国・香港、NICERA HONG KONG LTD.担当	NICERA HONG KONG LTD. 総経理
＊　谷田　明彦	取　締　役	車載品質保証部、NICERA PHILIPPINES INC.担当	NICERA PHILIPPINES INC. 代表取締役
＊　近藤　純	取　締　役	特命営業部、NICERA EUROPEAN WORKS LTD.担当	NICERA EUROPEAN WORKS LTD.代表取締役
川﨑　晴子	取　締　役		
田村　康明	取　締　役		田村康明法律事務所　弁護士 日本弁護士連合会選挙管理委員
久留飛精敏	常勤監査役		
中尾修治郎	監　査　役		税理士法人中尾総合事務所　所長
瀬古　智昭	監　査　役		鳥取あおぞら法律事務所　弁護士
池原　浩一	監　査　役		池原公認会計士事務所　所長

（注）１．取締役 田村 康明氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．監査役 中尾 修治郎氏、瀬古 智昭氏及び池原 浩一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．取締役 川﨑 晴子氏は代表取締役社長の三親等内の親族であります。

４．＊印を付した取締役は、執行役員を兼務しております。なお、取締役兼務者以外の執行役員は、次の７名です。

福井 孝志、森本 博文、藤原 佐和子、鍾 立 群、藤原 英機、本城　圭、岩崎 克志

5．取締役 川﨑 晴子氏は金融機関に長年在籍していたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役 田村 康明氏は長年弁護士をされており、法律の専門家としての幅広い知識・経験等を有しております。
6．監査役 中尾 修治郎氏は税理士として税務に精通していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役 瀬古 智昭氏は公認会計士・弁護士として会計及び法律に精通しており、その専門的な知識を有しております。監査役 池原浩一氏は、公認会計士として会計事務に精通し、会計財務面から会計業務を判断できる能力を有しております。
7．当社は、取締役 田村 康明氏及び監査役 瀬古 智昭氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

（2）取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数
		基本報酬	役員賞与	ストック・オプション	
取締役 (うち社外取締役)	63 (0)	39 (0)	23 (0)	－ (－)	6名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	6 (1)	5 (1)	1 (0)	－ (－)	5名 (4名)
合　　計 (うち社外役員)	69 (2)	44 (2)	25 (0)	－ (－)	11名 (5名)

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成３年３月28日開催の第16期定時株主総会決議において年額160百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で平成24年３月29日開催の第37回定時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成３年３月28日開催の第16期定時株主総会決議において年額40百万円以内と決議いただいております。
4．役員賞与には当事業年度における役員賞与繰入額を記載しております。

（3）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ. 取締役 田村 康明氏は、田村康明法律事務所の弁護士であります。なお、当社と同法律事務所との間には特別な関係はありません。

ロ. 監査役 中尾 修治郎氏は、税理士法人中尾総合事務所の所長を兼務しております。なお、中尾 修治郎氏と当社との間には人的関係及び資本的関係はありませんが、顧問税理士として契約し、顧問料を支払っております。ただし、その取引額は当社の定める社外役員の独立性に関する判断基準を満たすものであります。

ハ. 監査役 瀬古 智昭氏は、鳥取あおぞら法律事務所の弁護士であります。なお、当社と同氏との間には特別な関係はなく、当社より案件ごとに法律相談を行い、相談料を支払っておりますが、その取引額は当社の定める社外役員の独立性に関する判断基準を満たすものであります。

ニ. 監査役 池原 浩一氏は、池原公認会計士事務所の所長を兼務しておりますが、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（10回開催）		監査役会（9回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　田村　康明	10回	100％	―	―
監査役　中尾修治郎	9回	90％	8回	89％
監査役　瀬古　智昭	10回	100％	9回	100％
監査役　池原　浩一	8回	100％	8回	100％

（注）監査役池原 浩一氏の出席回数については、平成27年３月27日社外役員就任後に開催された取締役会及び監査役会を対象としております。

ロ．取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役 田村 康明氏は、取締役会において、法務に関する観点より適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

・監査役 中尾 修治郎氏は、取締役会及び監査役会において、税務及び財務に関する観点より適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

・監査役 瀬古 智昭氏並びに監査役 池原 浩一氏は、取締役会及び監査役会において、法務及び会計に関する観点より適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称　　優成監査法人

（2）責任限定契約に関する事項

当社は、定款に会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該規定に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人との責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第１項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には賠償責任を法令が定める限度額までとする。

（3）報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	16百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（4）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（5）解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認め

られる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の基本方針について、次のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役会規程、役員執務規程、職務権限規程、業務分掌規程等社内に定める個別規程によって各業務の手順を定めることにより、使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保しております。

ロ．毎朝行われる連絡会に取締役を含む事業部門長が出席し、各事業部門の業務状況、問題点を協議し全社に水平展開できる体制をとっております。

ハ．取締役及び使用人は、重大な法令及び社内規程の違反に関して発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

ニ．専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）に、業務の適法性につき相談し、その確保を図ります。

ホ．内部監査室は、適正性確保の観点より社内規程への適合状況、及び業務執行状況を確認します。

ヘ．市民社会に脅威を及ぼす反社会的勢力に対しては、一切の取引関係を遮断し、

当社反社会的排除方針に基づき、警察及び暴力追放を推進する外部機関と連携して、組織一丸となって対応します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．株主総会議事録、取締役会議事録、連絡会議事録、稟議書、印鑑申請書及び経理関係資料等の重要資料は、法令或いは社内文書管理規程に従い保存・管理し、必要となる関係者が閲覧できる体制にしております。

ロ．情報セキュリティポリシーに基づき、当社が保有する全ての情報資産の保護に努め、情報漏洩リスクに対して対策を講じることにより、常に社会からの信頼を得られる体制とします。

ハ．個人情報については、法令および当社プライバシーポリシーに基づき、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、個人情報の保護及び適正な管理方法について、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．稟議規程、売掛金（与信管理）規程等のリスクに関する社内規程は、必要に応じリスク管理の観点から見直しております。

ロ．投資リスクに関しましては稟議規程に基づき、投資部門が起案すると共に、管理部門、事業関連部門が意思決定に参加

しリスクの軽減を図っております。内部監査室、関係会社管理室においては内部監査、関係会社の業務状況からリスクの洗い出し、また、その対策をまとめ社長へ報告すると共に、各事業部門に対して解決への指示を行っております。

ハ．リスク管理規程により、当社及び関係会社グループにおいて、発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、並びに発生した場合の対応等について、的確な管理・運営を行っております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．執行役員制度を導入し取締役と執行役員の業務を極力分離し、取締役機能の強化、効率化を図っております。

ロ．取締役会では重要事項の決定、取締役の実行状況の監督を行うほか、各事業部門長は毎月１回開催する月次報告会において、自事業部門の月別業務状況を取締役に報告、審議すると共に、毎朝行われる連絡会には取締役も参加し日常の業務状況を確認しております。

⑤　親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．関係会社管理室は、関係会社管理規程に基づき、当社及び関係会社グループの業務の適正性を確保するよう、関係会社での重要な投資案件については事前に当社の承認を受けてから行う等により、各社を管理しております。

ロ．会計監査人、監査役、内部監査室及び

経理部等関係者は、定期に打ち合わせることで日頃から連携し、当社及び関係会社グループにおけるコンプライアンス体制、その他問題点の把握を行います。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人の設置を求めた場合、監査役と取締役とが協議し使用人の設置を行います。監査役を補助する使用人の人数、職位、他部署との兼務とするかどうかは監査役と取締役が協議し決定します。

⑦　監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、異動、懲戒、解雇については監査役の事前の同意を必要とします。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

イ．常勤監査役は取締役会のほか月次報告会、毎朝行われる連絡会等の社内諸会議に出席します。

ロ．取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告すると共に、各監査役からその業務の執行に関して報告、資料の提供等を求められた場合は、速やかに対応するものとします。

ハ．監査役は稟議書、その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役及び使用人に

対してその説明を求めることができます。

ニ．各監査役は定期的に監査役会において、会計監査人からの監査報告を受けるほか、取締役及び使用人の執行に関して監査役に報告すべき事項等の監査状況について、情報・意見交換を行っております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は内部監査室、会計監査人と連携し情報の共有を行い、迅速に問題点を把握していく体制としております。

ロ．監査役会にて承認された監査役監査計画に基づき、当社及び関係会社グループ全体に対して監査が行われるにあたり、取締役及び使用人は資料提出等これに協力します。

ハ．監査役は代表取締役と定期的に懇談し、当社及び関係会社グループにおける業務執行の適正性確保、並びにコンプライアンス体制、その他問題点の確認のため、意見交換を行います。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　取締役の職務執行

取締役は、執行役員制度導入による取締役機能の強化から、法令、定款、社内規程に則って職務を遂行しております。当事業年度においては、取締役会を10回、月次報告会を12回、連絡会を毎朝開催しております。

② コンプライアンス

会計監査人、監査役、内部監査室等関係者により、コンプライアンスの観点から定期に打ち合わせております。当事業年度においては四半期ごとのほか、必要に応じて随時開催しております。また、未然に法令違反を防止するため、内部通報制度を設けております。

③ リスク管理

リスク管理規程等リスクに関する規程に基づき、的確な管理運営を行っております。

当事業年度においては、当社及び関係会社グループに係るリスクに対して、月次報告会等にて各社からの報告内容を取締役が確認するほか、重要な投資案件については、取締役会に諮り協議しております。

④ 監査役の職務執行

監査役会が年初に定めた監査計画に基づき、監査役が取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監視するほか、内部統制の整備運用状況に関して、監査役会にて各監査役が情報交換を行い、会計監査人、内部監査室と定期に打ち合わせております。

当事業年度においては、監査役会を９回、会計監査人との定期打ち合わせを四半期ごとに、内部監査室とは必要に応じて随時開催し、社外監査役による往査を３回実施しております。

（３）会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の向上に努め、事業の発展の基礎となる財務体質の強化、今後の投資のための内部留保の充実を進めると共に、株主各位へは経営環境を配慮して按分した利益配分を行うこととしております。

この方針に基づき決算状況を勘案した適切な株主還元の決定を行っていく考えであり、従来から株式分割、増配、記念配当、自社株購入等を適宜実施して参りました。

内部留保金につきましては、企業価値を更に高めるため、新製品の開発、製品改良、生産設備の合理化等に投資して参ります。

当期の期末配当金につきましては、上記方針を踏まえ普通配当を１株当たり20円、創立40周年の記念配当を１株当たり40円、合わせて１株当たり60円としております。

期末配当金に関するお知らせ

① 期末配当金
　１株につき60円（うち記念配当40円）
② 期末配当金の基準日　平成27年12月31日
③ 支払開始日　　平成28年３月10日（木曜日）
④ 配当原資　　利益剰余金

（本事業報告中に記載の金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては表示単位未満を四捨五入しております。）

連結貸借対照表（平成27年12月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**44,190**	**流動負債**	**3,715**
現金及び預金	31,806	支払手形及び買掛金	2,607
受取手形及び売掛金	4,433	設備関係支払手形	34
有価証券	514	未払金	381
たな卸資産	6,766	未払法人税等	404
繰延税金資産	223	賞与引当金	13
その他	450	役員賞与引当金	25
貸倒引当金	△3	その他	248
固定資産	**12,580**	**固定負債**	**8,583**
有形固定資産	**10,354**	新株予約権付社債	8,018
建物及び構築物	5,324	退職給付に係る負債	371
機械装置及び運搬具	1,622	繰延税金負債	157
土地	3,191	その他	35
建設仮勘定	16	**負債合計**	**12,298**
その他	198	（純資産の部）	
		株主資本	**38,949**
無形固定資産	**524**	資本金	10,241
土地使用権	519	資本剰余金	12,037
その他	4	利益剰余金	21,931
		自己株式	△5,261
投資その他の資産	**1,702**		
投資有価証券	1,651	**その他の包括利益累計額**	**3,261**
出資金	0	その他有価証券評価差額金	433
その他	146	為替換算調整勘定	2,885
貸倒引当金	△95	退職給付に係る調整累計額	△57
		新株予約権	**33**
		少数株主持分	**2,228**
		純資産合計	**44,473**
資産合計	**56,771**	**負債・純資産合計**	**56,771**

連結損益計算書 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	金	額
売上高		20,173
売上原価		15,884
売上総利益		4,288
販売費及び一般管理費		2,475
営業利益		1,813
営業外収益		
受取利息及び配当金	421	
為替差益	164	
受取地代家賃	84	
貸倒引当金戻入額	105	
その他	37	813
営業外費用		
賃貸収入原価	42	
売上債権売却損	11	
その他	1	55
経常利益		2,571
特別利益		
固定資産売却益	899	
投資有価証券売却益	1	
新株予約権戻入益	0	901
特別損失		
固定資産売却損	15	
固定資産除却損	85	
事業構造改善費用	758	
その他	7	867
税金等調整前当期純利益		2,606
法人税、住民税及び事業税	872	
法人税等調整額	2	875
少数株主損益調整前当期純利益		1,731
少数株主利益		6
当期純利益		1,724

連結株主資本等変動計算書 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,241	12,034	21,024	△4,276	39,024
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△813		△813
当期純利益			1,724		1,724
自己株式の取得				△1,000	△1,000
自己株式の処分		3		16	19
その他			△4		△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	3	906	△984	△74
当期末残高	10,241	12,037	21,931	△5,261	38,949

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	313	4,467	△75	4,705	36	2,402	46,167
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△813
当期純利益							1,724
自己株式の取得							△1,000
自己株式の処分							19
その他							△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	120	△1,582	18	△1,443	△2	△173	△1,619
連結会計年度中の変動額合計	120	△1,582	18	△1,443	△2	△173	△1,694
当期末残高	433	2,885	△57	3,261	33	2,228	44,473

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

日本セラミック株式会社
取 締 役 会　御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	須 永 真 樹 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陶 江　　徹 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 直 子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本セラミック株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本セラミック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表　（平成27年12月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**26,959**	**流動負債**	**3,467**
現金及び預金	18,242	支払手形	1,280
受取手形	296	設備関係支払手形	34
売掛金	3,097	買掛金	1,456
電子記録債権	733	未払金	256
有価証券	514	未払費用	93
たな卸資産	3,375	未払法人税等	254
繰延税金資産	139	前受金	11
関係会社短期貸付金	200	預り金	35
未収入金	347	賞与引当金	13
その他	32	役員賞与引当金	25
貸倒引当金	△20	その他	6
		固定負債	**8,358**
固定資産	**20,098**	新株予約権付社債	8,018
有形固定資産	**7,016**	繰延税金負債	183
建物	3,502	退職給付引当金	120
構築物	17	その他	35
機械及び装置	235	**負債合計**	**11,825**
車両運搬具	5	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	53	**株主資本**	**34,764**
土地	3,191	**資本金**	**10,241**
建設仮勘定	10	**資本剰余金**	**12,037**
		資本準備金	11,854
無形固定資産	**4**	その他資本剰余金	183
ソフトウエア	2	自己株式処分差益	183
電話加入権	1	**利益剰余金**	**17,746**
その他	0	利益準備金	224
		その他利益剰余金	17,522
投資その他の資産	**13,076**	固定資産圧縮積立金	360
投資有価証券	1,651	特別償却準備金	5
関係会社株式	344	別途積立金	12,322
出資金	0	繰越利益剰余金	4,834
関係会社出資金	9,643	**自己株式**	**△5,261**
関係会社長期貸付金	1,400		
その他	134	**評価・換算差額等**	**433**
貸倒引当金	△96	その他有価証券評価差額金	433
		新株予約権	**33**
		純資産合計	**35,232**
資産合計	**47,057**	**負債・純資産合計**	**47,057**

損益計算書（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		17,482
売上原価		15,079
売上総利益		**2,403**
販売費及び一般管理費		1,137
営業利益		**1,265**
営業外収益		
受取利息及び配当金	213	
受取地代家賃	84	
貸倒引当金戻入額	105	
雑収入	22	426
営業外費用		
為替差損	15	
賃貸収入原価	42	
売上債権売却損	11	69
経常利益		**1,622**
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	1	
新株予約権戻入益	0	15
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	24	
関係会社出資金評価損	404	
その他	7	437
税引前当期純利益		**1,200**
法人税、住民税及び事業税	599	
法人税等調整額	△38	561
当期純利益		**639**

株主資本等変動計算書（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	10,241	11,854	180	12,034	224	364	10	12,322	4,999	17,921
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△813	△813
当期純利益									639	639
固定資産圧縮積立金の取崩						△4			4	
特別償却準備金の取崩							△4		4	
自己株式の取得										
自己株式の処分			3	3						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計			3	3		△4	△4		△165	△174
当期末残高	10,241	11,854	183	12,037	224	360	5	12,322	4,834	17,746

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△4,276	35,920	313	313	36	36,270
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△813				△813
当期純利益		639				639
固定資産圧縮積立金の取崩						
特別償却準備金の取崩						
自己株式の取得	△1,000	△1,000				△1,000
自己株式の処分	16	19				19
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			120	120	△2	117
事業年度中の変動額合計	△984	△1,156	120	120	△2	△1,038
当期末残高	△5,261	34,764	433	433	33	35,232

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

日本セラミック株式会社
取 締 役 会　御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	須 永 真 樹	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陶 江　　徹	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 直 子	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本セラミック株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月18日

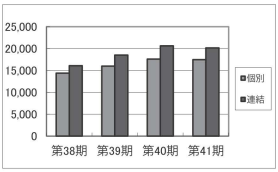
日本セラミック株式会社　監査役会

常勤監査役	久留飛　精　敏	㊞
社外監査役	中　尾　修治郎	㊞
社外監査役	瀬　古　智　昭	㊞
社外監査役	池　原　浩　一	㊞

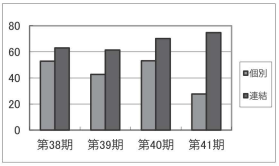
最近の業績の推移

個別　連結

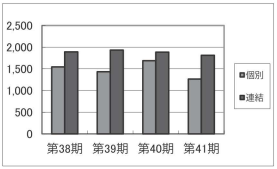
売上高（百万円）



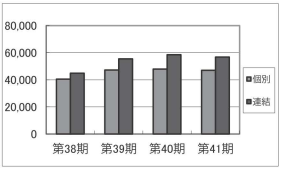
1株当たり当期純利益（円）



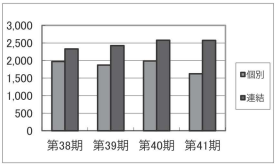
営業利益（百万円）



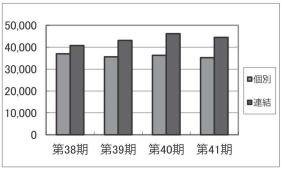
総資産（百万円）



経常利益（百万円）



純資産（百万円）



株主メモ

事業年度	毎年１月１日から12月31日まで
定時株主総会	毎年３月
基準日	
定時株主総会・期末配当	毎年12月31日
中間配当	毎年６月30日（注）
その他必要がある場合、あらかじめ公告する一定の日	

（注）剰余金の配当につきましては、当社は従来から年１回期末配当のみを実施しております。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	電話　0120-782-031（フリーダイヤル） 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。
１単元の株式数	１００株
公告方法	電子公告により、下記の当社ホームページに掲載致します。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載致します。
ホームページアドレス	http://www.nicera.co.jp/
上場金融商品取引所	東京証券取引所　市場第１部

◆住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出下さい。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出下さい。

◆期末配当金の支払について

第41期期末配当金は、平成28年２月５日開催の取締役会において、剰余金の配当について決議し、期末配当金に関しましては、１株につき60円（うち記念配当40円）、支払開始日を平成28年３月10日としてお支払いすることを決議しております。

期末配当金は、「第41期期末配当金領収書」により、払渡し期間（平成28年３月10日から平成28年４月11日まで）内に、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取り願います。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をご確認下さい。

◆上場株式等の配当等に係る10%（所得税７%、住民税３%）軽減税率の廃止について

2014年１月１日から上場株式等の配当等に係る10%軽減税率(所得税７%、住民税３%)は廃止され、本来の税率である20%(所得税15%、住民税５%)となりました。

また、2013年１月１日から2037年12月31日までの間（25年間）は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法』（平成23年法律第117号）が施行されており、**その所得税額に対して2.1%が『復興特別所得税』として課税されています。**
そのため、株式等の配当等もその源泉所得税を徴収する際に「復興特別所得税」が併せて徴収されています。

【上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率について】

配当等の支払開始日	2014年１月１日～2037年12月31日	2038年1月1日～
上場株式等の配当等の税率	20.315%　[内訳] 所得税(15%)＋※復興特別所得税(0.315%)　住民税(5%)	20%　[内訳] 所得税(15%)　住民税(5%)

※15%×復興特別所得税率2.1%＝0.315%（2014年１月時点の情報をもとに作成しています。）

（ご参考）

◎上場株式等の配当等の源泉徴収に係るご留意事項

・個人の株主様で発行済株式総数の３%以上の株式等をご所有される場合の所得税率は、20.42%（所得税20%＋※復興特別所得税0.42%）となります。※20%×復興特別所得税率2.1%＝0.42%なお、住民税につきましては、別途お手続きが必要となります。

・配当等をお受け取りになる方が、法人の場合には住民税は課税されません。

◎「復興特別所得税」に係るご留意事項

・所得税が非課税または免除となる場合や租税条約の適用により国内法に規定する税率以下となる場合につきましては、復興特別所得税は課税されません。

・配当金等のお受け取り方法が株式数比例配分方式の場合の税額等につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせて下さい。

その他詳細につきましては、所轄の税務署等へご確認下さい。

◆決議通知について

当社では従来から地球環境等に配慮し省資源化を推進しており、その一環として第38期定時株主総会から決議通知につきましては、従来のハガキの発送に代えて当社ホームページで開示することに致しました。

何卒ご理解賜りますようよろしくお願い致します。

当社へのお問い合わせは
日本セラミック株式会社
社長室または総務部まで
TEL（0857）53－3600
FAX（0857）53－3676
E-mail nicera@nicera.co.jp

当社の情報はインターネットでご案内しております。
ホームページ
http://www.nicera.co.jp/

MEMO

MEMO

NiCeRa

再生紙を使用しています

PRINTED WITH SOY INK

地球環境に配慮した大豆油インキを使用しています